

## 会則施行細則

(目的)

第1条 SHR 等疾患モデル共同研究会（以下「SHR 共同研」という。）会則（以下「会則」という。）の施行に関しこの細則を定める。

(会員の認定)

第2条 会則第4条に定める「理事会が承認した者」について、理事会に入会認定委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会の認定をもって理事会が承認した者とする。

2. 委員会は、会長、専務理事、常務理事で構成する。

3. 委員会は、入会希望者を次の基準により会則第4条の「一般会員」または「法人会員」に認定する。

1) 生活習慣病等の疾患モデル動物の開発、標準化、系統維持に関する学識経験を有するか、又はその疾患モデル動物を使って自己の研究を展開すると認められる個人並びに SHR 共同研の目的に賛同し、事業の推進に協力する個人。

2) 上記の研究者等学識経験者の在職する法人並びに SHR 共同研の事業に賛助協力する法人。

4. 委員会は、研究の過程において、共同研が保有する疾患モデル動物を試しに使うため、入会して分与を希望する研究者について、1会計年度に限った暫定的な一般会員（以下「暫定会員」という。）として入会を認めることができるものとする。

(共同研究部門)

第3条 会則第14条に定める共同研究部門に所属する職員は、次に掲げる職務を遂行するものとする。

主任研究員 部門の長の方針に基づき SHR 共同研が受託し、又は委託した共同研究の主任として研究を推進させる。

学 術 員 部門の長の指揮監督の下で共同研究を企画・調整し、或は主任研究員の指導を受けて研究に参加する。

(会費)

第4条 会則第5条の「別に定める会費」は、一般会員は 5,000 円、法人会員は 10 万円とする。

但し、第2条第4項の暫定会員は 1,000 円とし、暫定期間中に 4,000 円を追加納入して、暫定会員の扱いを除くことは可能とする。

附則

この細則は、平成 17 年 9 月 2 日総会で承認し、同日から施行する。

附則

この細則の一部改正は、平成 24 年 6 月 4 日総会で承認し、同日から施行する。